

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史		
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>① 病気休暇について、分限休職と同様に通算期間及び同一疾病の取扱いを変更するため、必要な改正を行う。</p> <p>② 子育て部分休暇について、必要な事項を定めるため必要な改正を行う。</p> <p>③ 東京都の制度を踏まえ、介護休暇及び介護時間の取得期間など必要な事項を定めるため、必要な改正を行う。</p> <p>④ 「生理休暇」の名称変更</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 病気休暇について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算期間の変更 病気休暇を取得した職員が復職の日から起算して1年以内に同一疾病により病気休暇を取得する場合、期間を通算することとしていたが、更新2回目以降については復職の日から起算して2年以内であれば期間を通算することとする。 ・同一疾病の取扱い 同一の疾病について、病名が異なる場合であっても、その疾病が精神疾患であるとき又はその疾病の原因や症状に相当の因果関係や関連性があるときは同一の疾病とみなす取扱いとする。 <p>② 子育て部分休暇について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認の請求、変更、申出の方法を規定する。 ・部分休業と同様に、第1号子育て部分休暇（1日につき2時間を限度）と第2号部分休暇（年度ごとに10日相当）について規定する。 <p>③ 介護休暇及び介護時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇の取得期間を「連続する6か月」から「連続する1年」に変更する。 ・介護時間の取得期間を「連続する3年」から「取得期間が3年を超える場合には年度ごとに取得可能」とする。 <p>④ 「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日 (本改正に係る申請等については令和8年3月1日から行うことができる。)</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和8年2月5日東大和市職員組合から同意書を受理 総務課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					